

— 老人保健、国民健康保険からのお知らせ —

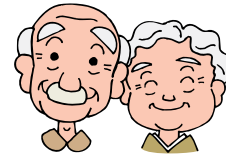
平成18年10月より下記のとおり制度が変更されます！

◎70歳以上のかた

■現役並み所得者の自己負担割合の変更

現役並み所得者の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられます。

一般・区分 ・ のかたは1割のままで変更はありません。



平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
現役並み所得者	2割	現役並み所得者	3割
一般、区分 ・	1割	一般、区分 ・	1割

変更となる方には7月下旬に受給者証を郵送しております。

■一般・現役並み所得者の自己負担限度額(高額療養費等)

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	外来 (個人)	外来+入院 (世帯単位)		外来 (個人)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円) ×1% 40,200円	→	44,000円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 44,400円
一般()	12,000円	40,200円	→	12,000円	44,400円
区分	8,000円	24,600円	→	8,000円	24,600円
区分	8,000円	15,000円	→	8,000円	15,000円

は多数該当(高額療養費該当4回目以降)の場合

注)現役並み所得者であっても、老人医療受給者証・高齢受給者証等の一部負担金の割合欄に『自己負担限度額「一般」適用』と付記されている方については、上記表の一般()の限度額を適用します。

老人医療受給者証・高齢受給者証の一部負担金の割合表記例

一部負担金の割合	3割(平成18年9月30日までは2割) 自己負担限度額「一般」適用
----------	--------------------------------------

◎70歳未満のかた

■自己負担割合(3割)は、変わりません。

■自己負担限度額(高額療養費)



平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
上位 所得者	139,800円+(医療費-466,000円) ×1% 77,700円	上位 所得者	150,000円+(医療費-500,000円) ×1% 83,400円
一般	72,300円+(医療費-241,000円) ×1% 40,200円	一般	80,100円+(医療費-267,000円) ×1% 44,400円
低所得者	35,400円 24,600円	低所得者	35,400円 24,600円

は多数該当(高額療養費該当4回目以降)の場合

お問い合わせ先

仙北市役所

市民課

国保年金係

電話43-3307